

(その四)

工場又は 事業場の名称	富士石油株式会社 袖ヶ浦製油所
----------------	--------------------

3 基準年度以前から実施している揮発性有機化合物の排出等の抑制のための対策

(1) 基準年度における処理回収率等

	基準年度						
	平成12年度						
使用量 (kg/年度)							
(1億キログラムを超える場合は、下段に指数表示で記載すること。)	6	.	4	×	10	0	9
排出等の量 (kg/年度)			2	4	0	0	0
処理回収率 (%)			.		1	0	0

基準年度までに、浮屋根式タンク又は内部浮屋根式タンクに改造した固定屋根式タンクの基数
(基)

--	--	--	--	--

備考

- この項の提出は任意であること。
- 基準年度は、2(1)の基準年度と一致させること。
- 使用量及び排出等の量は、2(1)の基準年度におけるものと一致させること。
(使用量で1億キログラムを超える場合は、下段に指数表示で記載すること。)
- 処理回収率は、次の式により算出される数値を有効数字2桁で記載すること。
{ (使用量 - 排出等の量) / 使用量 } × 100

(2) 基準年度以前から実施している対策の内容

基準年度以前から実施していた対策であって、現在も実施しているものについて、別表から該当する記号を選んで記載すること。複数の対策を組み合わせる場合は、全ての対策について記載すること。

対策1	対策2	対策3	対策4	対策5	対策6	対策7	対策8	対策9	対策10
4	1	5	2						

その他対策 (19, 29, 39, 49, 59, 99) を記載した場合は、対策の内容を次の欄に具体的に記入すること。

【対策1 (41) について】

「環境の保全に関する協定書」(以下、単に「協定」という。)の定めに基づき、対象油種を固定屋根式タンクに貯蔵する必要が生じた場合は、これを浮屋根式(又は内部浮屋根式)に改造後に導入することでVOCの排出抑制に努めている。

【対策2 (52) について】

平成2年3月に充てん出荷設備に炭化水素回収設備を設置し、出荷充てん時に排出されるVOCの約90%を回収している。当時「協定」の定めでは炭化水素回収設備の運転期間を光化学スモッグ注意報等の発令される4月から10月の間とされていたが、弊所ではVOCのより積極的な回収を図るため当初より年間を通じ回収設備を運転してきている。

もし、炭化水素回収設備が設置されていないとした場合、基準年のVOC排出量は460000kgと試算され、これを基準年の排出量と仮定すると、本計画書の計画年度と目標年度の排出量は35%の削減率となる。

備考 この項の提出は任意であること。